

（公財）人権教育啓発推進センター理事長
神戸大学名誉教授
坂元 茂樹

性的マイノリティについて

講演の内容

- 1 はじめに一性の多様性について考える
- 2 LGBTとは何か
- 3 性的マイノリティの学校現場における実状
- 4 ライフコースでも続く性的マイノリティの困難
- 5 自治体による同性パートナーシップの広がり
- 6 「LGBT理解増進法」について
- 7 トランスジェンダーに関する最高裁判決（2023年7月11日）
- 8 おわりに一何を手がかりにLGBTの問題を考えるべきか

1 はじめに

一性の多様性について考える

- 性の多様性とは、男性か女性かの二者択一で性別を規定したり、異性愛のみが正しいかのような見方をするのではなく「多様なセクシュアリティのあり方を考えていこう」という概念です。
- 本日の講演では、多様な性の呼び方やその違い、定義、性的マイノリティの人々が直面する課題について考えます。

セクシュアリティの4要素

- セクシュアリティ（性のあり方）は4つの軸で考えられます。
- ①からだの性（生物学的性）⇒一般に（外）性器の形状で判別される。
- ②こころの性（ジェンダーアイデンティティ）⇒自分の性別に対する主観的な認識・意識
- ③好きになる性（性的指向）⇒どの性別を恋愛や性愛の対象とするのか
- ④表現する性（性表現）⇒服装、話し方、振る舞い等に見る社会的性

世界人権宣言70周年

みんなで築こう 人権の世紀



考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心

人権相談窓口はあそこの国の相談パートナーです。
人権にまつわる相談や苦情を寄せ、人権相談窓口へご連絡ください。

みんなの人権110番		0570-003-110
子どもの人権110番 <small>(通話無料)</small>		0120-007-110
女性の人権ホットライン		0570-070-810

<http://www.jinken.go.jp/> 人権相談窓口の検索

人権相談窓口の検索

人権相談窓口の検索

Human Rights Bureau MOJ @MOJ_JINKEN

令和5（2023）年啓発活動強調事項 （17項目）

- (15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう⇒
性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされたり、職場で昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

第5次男女共同参画基本計画（令和2 （2020）年12月25日閣議決定）

- 第2部 施策編
- II 安心・安全な暮らしの実現
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- （基本認識）性的指向・性自認（性同一性）に関すること...等を理由とした社会的困難を抱えている場合、...正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要である。
- （施策の基本的方向）性的指向や性同一性障害に関すること...社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を進める。
- （具体的施策）学校における性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する。

2 LGBTとは何か

- 性的マイノリティといったとき、多くの方がLGBTという言葉を使い浮かべるとおもいます。
- L：レズビアン⇒女性の同性愛者
- G：ゲイ⇒男性の同性愛者
- B：バイセクシュアル⇒男性・女性のどちらも恋愛対象となる両性愛者
- T：トランスジェンダー⇒出生時のからだの性と自身が認識するところの性が一致しない者
- LGBTとは、これら4つのセクシュアリティの頭文字をとったもの。LGBT以外にも、クィア、クエスチョニング、Xジェンダーなど他の性のあり方もある。

SOGIとは何か？

- 最近、SOGI (Sexual Orientation, Gender Identity) という言葉を聞く機会があると思います。
- SOGIとは、性的指向 (セクシュアル・オリエンテーション) [どの性を好きになるか] と性自認 (ジェンダー・アイデンティティ) [自分の性をどのように認識しているか] の2つを総称したもので、「すべての人がもつ属性」のことを表します。
- SOGIは、マイノリティ・マジョリティ関係なく、「誰もがもつ属性」としてセクシュアリティを捉えようとする概念です。

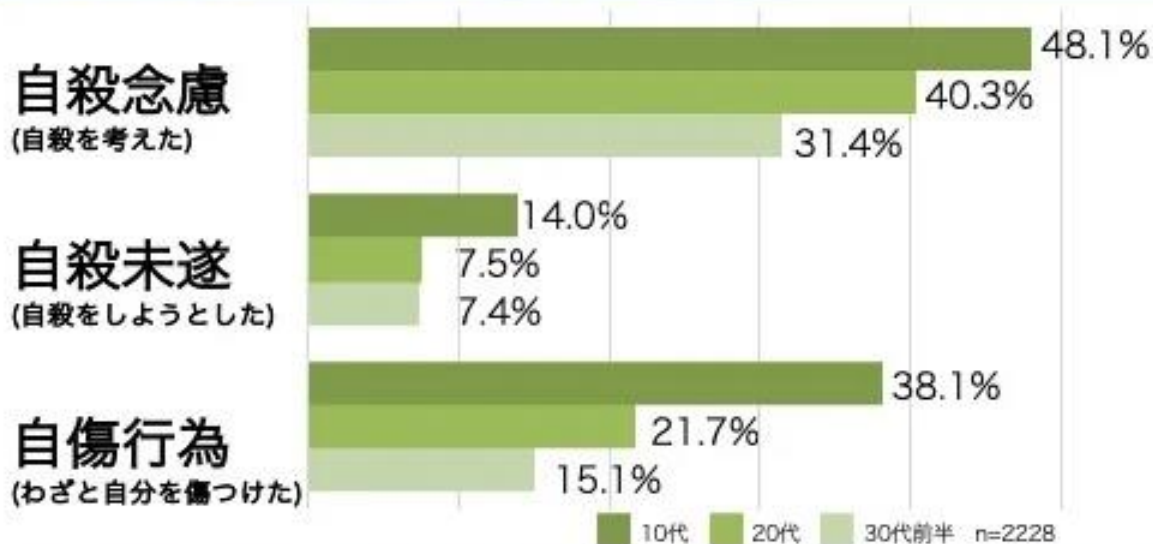
日本での性的マイノリティの割合

- 日本国内のLGBT層の割合（8.9%*）は、左利き・AB型の割合とほぼ同じであり、LGBT層の人々は身近な存在とされる。
- しかし、これらの人々は、①カミングアウトによる偏見や差別、②就職活動における不利益、③男女で区分された施設を利用する際の心理的負担、④異性婚と同等の権利が得られない、といった様々な生きづらさを抱えています。

認定NPO法人ReBITによる調査

LGBTQの子ども・若者調査2022

この1年に経験したこと（自死・自傷）



10代全国調査比較※

自殺念慮
3.8倍

自殺未遂
4.1倍

※日本財団(2021)
『日本財団第4回自殺意識調査』と比較

10代LGBTQは、
この1年で、**48.1%**が自殺念慮、**14.0%**が自殺未遂、**38.1%**が自傷行為を経験

※アンケート概要：＜回収期間＞2022年9月4日～30日 ＜調査方法＞SNS等インターネットで募集
＜回答数＞2670 ＜調査実施主体＞認定NPO法人ReBit

自殺総合対策大綱（令和4（2022） 年10月14日閣議決定）

- 第4 自殺総合対策における当面の重点施策
- ...自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。【法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

性的マイノリティに対する 日本政府の基本姿勢

- 政府は、性的マイノリティに対する偏見、差別はあってはならないとの認識の下、多様性が尊重され、全ての人が生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現を目指しており、公共施設、医療、就業、学校、社会福祉等の様々な場面で生じている性的マイノリティに関する多岐にわたる課題について、関係府省が横断的に連携しながら取組を進めていくこととしている（法務省・文部科学省編『令和5年版 人権教育・啓発白書』91頁）

法務省の対応

- 法務省の人権擁護機関では、性的マイノリティに関する偏見や差別の解消を強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。
- 法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、性的マイノリティに関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
性的マイノリティに関する人権侵犯	19	17	17	9	9

（法務省人権擁護局の資料による）

文部科学省の対応

- 文部科学省では、平成27（2015）年4月、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。
- 平成28年（2016）4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（教職員向けパンフレット）を文部科学省のHPに公表。
- 令和4（2022）年12月に公表した改訂版生徒指導提要において、「性的マイノリティ」に関する課題と対応について新たに追記し、教職員への適切な理解の促進、教職員の人権感覚の醸成及び相談体制の整備が重要であること、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めること等について記載した。
- 日本学生支援機構と文部科学省の協力の下、平成30（2018）年12月に作成した「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」（教職員向け啓発資料）の活用。

厚生労働省の対応

- 厚生労働省では、性的マイノリティに関することを理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置している。
- 職場における性的マイノリティに関する理解を促進するため、性的マイノリティに関する企業の取組事例等を調査する事業を実施し、調査結果をまとめた事例集等を作成し、周知している。
- さらに、公正な採用選考についての事業主向けのパンフレット等に「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し、HP上にも公表している。

3 性的マイノリティの学校現場における実状

- (公財) 世界人権問題研究センターのプロジェクトチーム4 (性的マイノリティと人権) (チームリーダー: 風間孝中京大学教授) は、京都府・大阪府内における小学校・中学校・高等学校の教職員の性的マイノリティに関する意識調査を実施。
- 調査対象は、京都府414校、大阪府306校、送付数3600通 (各校5通ずつ)、有効回収数1484通、有効回収率41.2%。

教員の認識（1）

- （1）知識
- ・ 「同性愛は精神疾患である」との設問に対して、京都も大阪も98%前後の人が精神疾患ではないと認識している。
- ・ 「性別違和は精神疾患である」との設問に対して、京都は97.8%、大阪は97.0%が精神疾患ではないと認識している。

教員の認識（2）

- （2）状況認識
- 「性の多様性については世の中で対応すべき課題になっている」との設問に対して、京都も大阪も「そう思う」が70%を超えている。
- 「性的マイノリティはメンタルヘルス問題を抱えやすい」という設問に対しては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計は80%を超えるが、「そう思う」だけをとると30%前後になる。

教員の認識（3）

- 「同性愛者・両性愛者は学校生活でいろいろな困難がある」という設問に対して、「そう思う」の回答が京都も大阪も約50%だが、トランスジェンダーの児童生徒に関しては55%なので、同性愛者・両性愛者よりも、トランスジェンダーの困難のほうを教員は認識しているともいえる。
- これは、教員がトランスジェンダーについては、トイレ、水着、制服の問題など困っていることがすぐに思い浮かぶからだと思われる。

教員の認識（4）

- (3) 授業について
- 「性的マイノリティや性の多様性について授業で取りあげる必要がある」との設問に対して、「そう思う」領案公開（2017年）時のパブリックコメントで寄せられた見解に、要領案に性の多様性及び性的マイノリティを規定すべきとの意見に対し、文科省は教える必要はない（小中では早い、保護者・国民の理解を得られない、教員も適切に教えられない）、個別のカウンセリングで十分との立場を採用したが、齟齬が生じている。
- 性的マイノリティの授業に外部講師を活用し、当事者を呼んで授業をしてもらうことが効果的だと考えている教員は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を足すと94%を超えている。

教員の認識（5）

- （4）児童生徒への対応方法
- 「性的マイノリティと思う児童生徒がいたら、配慮する必要がないか教員から尋ねたほうがよい」との設問に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が京都で47%、大阪で42%でした。
- この生徒はトランスジェンダーかもしれないと思ったら、「なにか困っていることはないか」とか「制服とかで苦しんでいないか」を尋ねることが必要だと答えた教員が40%でした。
- 「性的マイノリティの児童生徒がいたら、教員間でこのことを情報共有したほうがよい」との設問に「そう思う」の教員が60%を超えている。「どちらかといえばそう思う」を足すと90%を超えている。⇒性的マイノリティへの対応のむずかしさを感じさせる点ですが、児童生徒がカミングアウトしない段階で、このように質問したり、本人の同意なく暴露する行為はアウティングになるので、注意が必要です。

見えてきた課題

- 生徒指導にあたってのアウトティング防止についての理解が十分ではない可能性がある。
- 性的マイノリティの児童生徒は、カミングアウトや友人関係に悩み、学校では否定的・差別的言動・正しい知識を持たない友人に囲まれており、70%が小学校から高校の間にいじめを経験している。
- 環境を改善するには、性的マイノリティの児童生徒だけでなく、性的マジョリティの児童生徒に働きかける必要性、授業や啓発の必要性がある。
- その意味で、個別カウンセリングだけでは解決しない点がある。

4 ライフコースでも続く性的マイノリティの困難

- 性的マイノリティは、学齢期のみでなく、成人期や老齢期でも、生きづらさが続く。
- 例えば、就職活動を考えた場合、リクルートスーツ、履歴書の性別欄など男女に二分される就職活動が行われており、就職すれば性自認と異なる服装、トイレや更衣室の使用を強制される。さらに、職場では、同性カップルは、慶弔休暇の取得や家賃補助等の手当の対象外であり、性別適合手術のための長期休暇の取得もままならない（風間孝「性的マイノリティと人権：ライフコースに見られる困難」2021年11月9日の世界人権問題研究センター協議会講演）。

5 自治体による同性パートナーシップの広がり

- 日本では、同性同士のカップルでは結婚の選択肢がない。
- こうした現状の中で、自治体が独自にLGBTカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする同性パートナーシップ制度の取り組みが広がっている。
- 2015年11月5日の東京都世田谷区（同性パートナーシップ宣誓）と渋谷区（渋谷区パートナーシップ証明書）を皮切りに全国1759自治体の内278件（15.8%）の自治体がパートナーシップ制度を採用している（2023年4月1日現在）。人口普及率でいえば68.4%になる。
- なお、パートナーシップ制度は、自治体ごとに内容（根拠、交付書類、対象等）が異なり、同性に限らず事実婚パートナー（例：横浜市パートナーシップ宣誓制度）や子どももの近親者も制度の対象としている自治体（兵庫県明石市）もある。

パートナーシップで何が変わるか

- 同性カップルは共同でローンを組むことが難しいし、公営住宅に応募できないが、自治体に認証されたカップルは当該自治体の公営住宅の応募が認められる。
- 同性カップルは病院で親族として認められず、手術の同意書にサインができず、ICUなどの病室に入れないが、当該自治体の公立病院で家族として扱われる。
- 民間でも認証されたカップルを生命保険の死亡保険金の受取人に指定できるサービス提供の動きがある。
- しかし、婚姻している異性カップルと比較すると、相続や税、医療・年金などに関して、同等に扱われているわけではない。

同性婚をめぐる訴訟の継続

- 同性婚が認められないのは、婚姻の自由を保障した憲法に反するとして、札幌、大阪、東京、名古屋、福岡の各地裁に訴訟が提起され、一審判決が出そろった。
- 2021年3月の札幌地裁判決は、異性愛者に婚姻を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に法的手段を提供しないのは、法の下での平等を定める憲法14条1項に違反すると判示。2023年6月の名古屋地裁判決は、結婚や家族に関する法が個人の尊厳に立脚するよう求める憲法24条2項にも違反すると判示。2023年6月の福岡地裁、2022年11月の東京地裁も、同じく24条2項に照らして違憲状態にあると判示した。合憲とした2022年6月の大阪地裁判決も、立法が不備なままでは将来、違憲となる可能性があるとした。

自由権規約委員会の第7回対日審査における総括所見（2022年10月28日）

- 自由権規約委員会は、「11…締約国は以下のことを行うべきである。
 - (a) レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化すること。
 - (b) 同性カップルが、公営住宅へのアクセス及び同性婚を含む、規約に定められているすべての権利を、締約国の全領域で享受できるようにすること。
 - (c) 生殖器又は生殖能力の剥奪及び婚姻していないことを含む、性別変更を法的に認めるための正当な理由を欠く要件の撤廃を検討すること。
 - (d) トランスジェンダーの被収容者に対する標準的な取扱いとして独居拘禁が使用されないようにするため、2015年のトランスジェンダーの被収容者の取扱いに関するガイドラインとその実施を見直すことを含め、矯正施設におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの被収容者に対する公正な取扱いを確保するための必要な措置を講じること。」と勧告した。

LGBTをめぐる国際社会の現状

- 国連人権理事会は、2011年6月、「人権と性的指向・性自認」に関する決議を採択し、性的指向や性自認を理由とした個人に対する暴力や差別行為に対し、多大なる懸念を共有した。決議では、性的マイノリティも差別されることなく、国際的に認められた権利を享有することが確認された。日本政府も、この決議に賛成した。
- 欧州連合（EU）は、2000年に、その基本権憲章で、「性的指向を理由とした差別を受けない権利」を定めている。
- 2022年、ドイツで開かれたG7サミットで、「性自認、性的指向に関係なく、誰もが同じ機会を得て、差別や暴力から保護されることを確保する」と明記した。

G7広島サミット首脳コミュニケ

- G7広島サミット首脳コミュニケは、「...我々は、...多様性、人権及び尊厳が尊重され、促進され、守られ、あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する」（42項）と明記した。
- 他方で、2023年5月アフリカのウガンダで厳格な反LGBT法が成立した。同性愛者だと自認しただけで「犯罪者」になり、性交渉をした場合には死刑になる可能性がある法律が成立した。
- トルク国連人権高等弁務官は「これは『価値観』の問題ではない。その人が何者か、誰を愛しているかを理由に、暴力や差別を助長することは間違っている」と述べて、強く非難した。

6 「LGBT理解増進法」について

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）（概要）

目的（1条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

定義（2条）

「性的指向」

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

「ジェンダーアイデンティティ」

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

基本理念（3条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

国の役割

国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（4条）

- ・毎年1回、施策の実施の状況を公表（7条）
- ・基本計画の策定（8条）
※おおむね3年ごとに検討・変更
- ・学術研究その他の必要な研究（9条）
- ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条1項）
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条1項）
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営（11条）
- ・指針の策定（12条）

地方公共団体の役割

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（5条）

- ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条1項）
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条1項）

事業主等の役割

・労働者や児童等の理解の増進に自ら努める（6条）

事業主の役割（10条2項）

- ・情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置

学校※の設置者の役割（10条3項）

- ・家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等
※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。

・国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策への協力の努力（6条）

留意事項（12条）

- ・措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する。

見直し規定

- ・この法律の規定については、施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

事業主の努力を求める

- 同法第6条第1項は、「事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする」(1項)と規定する

学校の努力を求める

- 同じく同法第6条第2項は、「学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする」（2項）と規定する。
- 下線部は、維新・国民民主案で導入された。

LGBTの理解に関する世代間格差

- 広島修道大学の河口和也教授らの全国調査の結果（2019年）（回答者数：2632人）によれば、
- 近所の人が同性愛者であった場合
- ⇒「嫌ではない」「どちらかと言えば嫌ではない」計69.6% [2015年調査の13.9ポイント増]
- ⇒「嫌だ」「どちらかといえば嫌だ」計27.6% [2015年調査の11.8%減]
- ⇒40代以下は約1割なのに対し、50代が約2割、60代が約4割、70代が約5割と、年齢が高くなるにつれ、忌避感が強い。
- LGBTの理解については、世代間格差が大きいのが特徴である。

7 最高裁のトランスジェンダーに関する判決（2023年7月11日）

- 最高裁第三小法廷（今崎幸彦裁判長）は、2023年7月11日、戸籍上は男性であるが女性として暮らすトランスジェンダーの経済産業省の職員が、省内での女性トイレの使用を不当に制限されたのは違法だと国を訴えた訴訟で、この制限に問題はないとした人事院の判定を違法とする判決を言い渡した。
- 原告は、女性トイレの使用を望んだが、他の女性職員への配慮を理由に、勤務フロアから2階以上離れた女性トイレの使用を求められていた。

判決の骨子

- 「上告人は、性同一性障害である旨の医師の診断を受けているところ、本件処遇の下において、自認する性別と異なる男性用のトイレを使用するか、本件執務階から離れた階の女性トイレを使用せざるを得ないのであり、日常的に相応の不利益を受けているということが出来る。
- 一方、上告人は、健康上の理由から性別適合手術を受けていないものの、女性ホルモンの投与等を受けているほか、性衝動に基づく性暴力の可能性は低い旨の医師の診断も受けている。
- ...遅くとも本件判定時点時 [坂元：2015年] においては、上告人が本件庁舎内の女性トイレを自由に使用することについて、トラブルが生ずることは想定し難く、上告人に対し、本件処遇による上記のような不利益を甘受させるだけの具体的な事情は見当たらなかった。
- 本件判定部分に係る人事院の判断は、本件における具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し、上告人の不利益を不当に軽視するものであって、...著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ない。したがって、本件判定部分は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものである」と判示した。

宇賀克也裁判官の補足意見

- 宇賀克也裁判官は、「現行の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の下では、上告人が戸籍上の性別を変更するためには、性別適合手術を行う必要がある。...性別適合手術は、身体への侵襲が避けられず、生命及び健康への危険を伴うものであり、経済的負担も大きく、また、体質等により受けることができない者もいるので、これを受けていない場合であつても、可能な限り、本人及び性自認を尊重する対応をとるべきといえる。本件において、上告人は、当面、性別適合手術を受けることができない健康上の理由が、戸籍上はなお男性であつても、経済産業省には、自らの性別自認に基づいて社会生活を送ることを求められたい」と述べた。

長嶺安政裁判官の補足意見

- 長嶺安政裁判官は、「自認する性別に即して社会生活を送ることは誰にとっても重要な利益であること、そして、このような利益は法的に保護されるべきものと捉えられることに鑑みれば、法廷意見がいうように、人事院が上告人のトイレの使用に係る要求を認めないとした本件判定部分は、著しく妥当性を欠いたものである」と述べた。

渡邊恵理子裁判官の補足意見（1） （林道晴裁判官も同調）

- 渡邊恵理子裁判官は、「原判決も認めらるお
り、性別は、社会生活や人間格的その係に生けと密接
人の属性としてあり、個人個人がその真に自認するこ
かつ不可分であり、社会生活を送るその判断えるも
性別に重要な法益とすべきも上職する要
とは十分に尊重されるべきである女性す
十分尊重されるべきである女性す
ンズジェンダー利用するが
トイレを利益が
ダー）の利益が
益衡量・利害調整
るものでは
ない。

渡邊恵理子裁判官の補足意見（2） （林道晴裁判官も同調）

女性職員らの利益を軽視することはできないものの、上告人にとっては人として生きていく上で不可欠ともいえるべき重要な法益であり、また、性的マイノリティに対する誤解や偏見がいまだ払拭することができない現状の下では、両者間の利益衡量・利害調整を、感覚的・抽象的に行うことが許されるべきではなく、客観的かつ具体的な利益衡量・利害調整が必要であると考えられる。

...本件についてみれば、...上告人が性別適合手術を受けず、戸籍上の記載が男性であることを理由にこれを見直すことなく約4年10か月にわたり本件処遇を維持してきたものであり、このような経済産業省の対応が合理性を欠くことは明らかであり、また、上告人に対してのみ一方的な制約を課すものとして公平性を欠くものといわざるを得ない」と述べた。

今崎幸彦裁判官の補足意見

- 今崎幸彦裁判官は、「...課題はその先にある。例えば本件のような事例で、同じトイレを使用する他の職員への説明（情報提供）やその理解（納得）のないまま自由にトイレの使用を許容すべきかということ、現状でそれを無条件に受け入れるというコンセンサスが社会にあるとはいえないであろう。...何よりこの種の問題は、多くの人々の理解抜きには落ち着きの良い解決は望めないであり、社会全体で議論され、コンセンサスが形成されていくことが望まれる。なお、本判決は、トイレを含め、不特定又は多数の人々の使用が想定されている公共施設の使用の在り方について触れるものではない。この問題は、機会を改めて議論されるべきである」と述べた。
- つまり、裁判長裁判官である今崎裁判官は、この判決は、本件事案の文脈におけるトランスジェンダーの法的利益を論じたものであり、直ちに一般化されるものではないと釘を刺したともいえる。

8 おわりに一何を手がかりに LGBTの問題を考えるべきか

- 日本国憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定する。
- ⇒憲法上、すべての人は、かけがえない個人として尊重され等しく扱われる。マジョリティやマイノリティとしてではなく、平等に個人として人権が認められている。
- 人権は、マジョリティの理解を待つまでもなく成立している概念である。
- ⇒言い換えると、性的少数者というマイノリティの権利は、マジョリティの多数の理解によって成立したり、成立しなかったりするものではない。

世界人権宣言（1948年）から学ぶ

- 第3回国連総会で採択された世界人権宣言（1948年）第1条は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とにおいて平等である」と規定する。
- SOGIはすべての人がもつ属性だが、一部のSOGI（異性愛者）だけが人権保障の対象ではなく、性的マイノリティ（同性愛者）もまた人権保障の対象であることを忘れてはならない。